
第5節 要保護児童の保護措置等

《節名追加》平 12 法 111

第 25 条 要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。ただし、罪を犯した満 14 歳以上の児童については、この限りでない。この場合においては、これを家庭裁判所に通告しなければならない。

《改正》平 12 法 111

《改正》平 16 法 153

《改正》平 16 法 153

第 25 条の2 地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者(以下「関係機関等」という。)により構成される要保護児童対策地域協議会(以下「協議会」という。)を置くことができる。

《追加》平 16 法 153

2 協議会は、要保護児童及びその保護者(以下「要保護児童等」という。)に関する情報その他要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

《追加》平 16 法 153

3 地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

《追加》平 16 法 153

4 協議会を設置した地方公共団体の長は、協議会を構成する関係機関等のうちから、一に限り要保護児童対策調整機関を指定する。

《追加》平 16 法 153

5 要保護児童対策調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、要保護児童等に対する支援が適切に実施されるよう、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて、児童相談所その他の関係機関等との連絡調整を行うものとする。

《追加》平 16 法 153

第 25 条の3 協議会は、前条第2項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

《追加》平 16 法 153

第 25 条の4 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

《追加》平 16 法 153

第 25 条の5 次の各号に掲げる協議会を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

1. 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であつた者
2. 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者
3. 前2号に掲げる者以外の者 協議会を構成する者又はその職にあつた者

《追加》平 16 法 153

小郡市要保護児童対策地域協議会設置にむけて

平成19年12月

小郡市 保健福祉部 福祉課

要保護児童対策地域協議会の意義

協議会は、要保護児童の適切な保護等を図ることを目的とし、構成する関係機関等が子どもやその家庭に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応し、要保護児童の早期発見、迅速な支援開始等を図る。

対象児童

協議会の対象児童は、児童福祉法第6条の3に規定する「要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童）」であり、虐待を受けた子どもに限られず、非行児童なども含まれる。

協議会の設立

根拠

児童福祉法
第25条の2

設置主体

小郡市

構成員

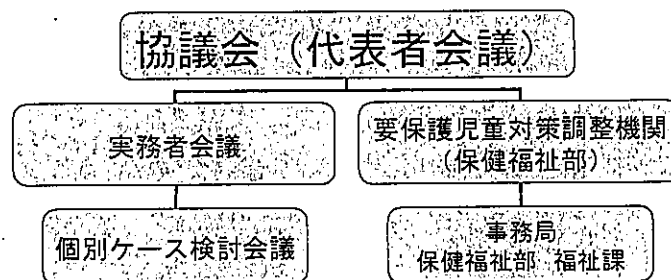
- ・ 児童福祉関係
- ・ 保健医療関係
- ・ 教育関係
- ・ 警察・司法関係
- ・ 人権擁護関係
- ・ その他

協議会の組織及び運営

協議会の組織及び運営は、協議会が定める。
（児童福祉法第25条の4）

小郡市要保護児童対策地域協議会要綱
（案）参照

協議会の会議



代表者会議

- ・ 協議会の構成員の代表者による会議
- ・ 個別ケース検討会議等が円滑に運営される為の環境整備
- ・ 支援に関するシステム全体の検討
- ・ 活動状況の報告検証及び評価
- ・ 年1回程度開催

実務者会議

- ・ 実際に活動する実務者から構成される会議
- ・ 定期的な情報交換や、個別ケース検討会議で課題となった点の検討
- ・ 要保護児童対策を推進するための啓発活動
- ・ 年間活動方針の策定、代表者会議への報告

個別ケース検討会議

- ・ 個別の要保護児童について、その子に直接関わりを有している担当者や今後関わりを有する可能性がある関係機関等の担当者により、具体的な支援の内容等を検討するため適時迅速に開催。

要保護児童対策調整機関

- ・ 協議会が効果的に機能するために、協議会の運営の中核となって関係機関の役割分担や連携に関する調整を行う。
- ・ 児童福祉法第25条の2第4項に基づき市長が指定する。（保健福祉部を指定）

守秘義務及び罰則

- ・協議会における要保護児童等に関する情報の共有は、適切な保護を図るためのものであり、協議会の構成員及び構成員であった者は、正当な理由がなく、この職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。（児童福祉法第25条の5）
- ・上記に反し秘密を漏らした場合には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金が課せられる。（児童福祉法第61条の3）

小郡市要保護児童対策地域協議会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3に規定する保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童（以下「要保護児童」という。）の早期発見や適切な保護並びに関係する機関等の連携による組織的・効果的な支援を図るため、小郡市要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 協議会は、要保護児童及びその保護者（以下「要保護児童等」という。）に関する情報その他要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援内容に関する協議を行う。

(構成員)

第3条 協議会は、別表に掲げる関係機関等に所属する者を構成員とする。

(会議)

第4条 協議会に、代表者会議、実務者会議及び個別ケース検討会議を置く。

(代表者会議)

第5条 代表者会議は、関係機関等の代表者又は当該代表者が指名する者及び市長が特に必要と認める者を委員とし、要保護児童等対策全般について協議する。

2 代表者会議は、委員の2分の1以上の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数で決する。

(実務者会議)

第6条 実務者会議は、関係機関等の代表者が当該関係機関等の構成員のうちから指名する者及び市長が特に必要と認める者によって構成し、情報交換及び要保護児童等の実態並びに支援内容の総合的な把握を行うものとし、定期的を開催する。

(個別ケース検討会議)

第7条 個別ケース検討会議は、個別の要保護児童等に対し支援業務を行う関係機関等の担当者及び市長が特に必要と認める者によって構成し、要保護児童等に対する具体的な支援内容の検討及び支援方針の協議等を行うものとし、必要に応じて随時開催する。

(調整機関)

第8条 市長は、法第25条の2第4項の規定により、要保護児童対策調整機関(以下「調整機関」という。)として、小郡市保健福祉部を指定し、次の業務を行わせるものとする。

- (1) 協議会の運営及び事務の統括に関すること。
- (2) 要保護児童等に対する支援の実施状況の把握及び関係機関等との連絡調整に関すること。

(会議の招集)

第9条 代表者会議、実務者会議及び個別ケース検討会議は、調整機関の長が招集する。

(守秘義務)

第10条 この協議会の業務に関連して知り得た情報については、第三者に洩らしてはならない。

- 2 当該情報の管理・保管には十分留意し、漏えい防止のため必要な措置を講じなければならない。

(事務局)

第11条 協議会の事務を処理するため、事務局を保健福祉部福祉課に置く。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年2月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	関 係 機 関 等
国又は地方公共団体の機関	福岡県久留米児童相談所 福岡県久留米保健福祉環境事務所 福岡県教育庁北筑後教育事務所 小郡市教育委員会 教育部 福岡県立小郡養護学校 福岡県小郡警察署 福岡法務局 久留米支局 小郡市 保健福祉部
法人	社会福祉法人 こぐま福祉会 社団法人 小郡三井医師会
その他 （上記2区分に掲げる者以外の者）	小郡市立小学校校長会 小郡市立中学校校長会 小郡市保育所連盟 小郡市民生委員・児童委員協議会 小郡市主任児童委員会 小郡市幼稚園会 小郡市立小学校PTA会 小郡市立中学校PTA会 小郡警察署少年補導員連絡会 小郡市人権擁護委員会